

News Letter_01

(from Legal Cooperation Project in Nay Pyi Taw)

“知っていますか？ミャンマー政府で働く日本人法律家”

現在、日本政府は、ティラワ経済特区（SEZ）など、様々な分野でミャンマーを支援していますが、法律分野で、この国の土台作りを支援している日本人もいます。首都ネピドーには、「ミャンマー法整備支援プロジェクト」のため、3名の日本人専門家が駐在しています。

➤ ミャンマーの法整備を支援

ミャンマーは、2011年3月の民政移管以来、急ピッチで改革を進めていますが、一方で多くの法律は、依然として、1950年代にインドから移植したものをそのまま使っています。中には、時代にそぐわないものや、実務の運用と乖離しているものも少なくありません。

そこで、JICAは、ミャンマーの改革努力を法整備の分野から後押しするため、2013年11月から日本人法律専門家3名を



首都ネピドーに派遣して、国際基準を満たす法律作りを支援しています。私たちは、連邦法務

長官府（Union Attorney General's Office）にオフィスを構え、同府職員と最高裁判所職員と一緒に働いています。

➤ 法務長官府とは？なぜ最高裁判所？

法務長官府は日本に存在しないため、一般の日本人の方々には、いったいどの

ような役所なのか、なかなかイメージしづらいかもしれません。法務長官府は、日本の法務省・検察庁・内閣法制局の機能を合わせ持つ機関で、特に、各省庁が作成する全ての法案や、政府が当事者となる全ての契約の事前審査を行い、必要な助言を与えていて、ミャンマー政府の「法律顧問」とでも言うべき、とても重要な役割を果たしています。その法務長官府にオフィスを構え、自国の法律家を常駐させている国は、日本しかありません。

また、ミャンマーの最高裁判所は、通常司法裁判所の最高位に位置する裁判所というだけでなく、日本と異なり、民法や刑法、訴訟法といった基本法のほか、仲裁法や倒産法などの重要な経済関連法を所管している機関です。私たちは、最高裁判所が所管する法律について、その法案作成の過程から支援していくことで、内外の要望等を直接法案に反映させています。

また、私たちは、支援対象の法律に応じて、法務長官府や最高裁判所以外の政

府機関への働きかけも行っており、法案委員会（Bill Committee）など、連邦議会の重要委員会メンバーとも連携しています。

➤ 投資環境整備のために

日本企業を始め、外国企業が安心してミャンマーに投資を行うためには、電気・ガスなどのハードインフラの整備とともに、投資環境を下支えする法制度などのソフトインフラの整備が必要不可欠です。

私たちは、これまでに投資環境整備の一環として、知的財産法・仲裁法の法案作成を支援し、現在は、約 100 年前に作られた会社法の改正を支援しています。例えば、当初の改正会社法案では、ミャンマー国内で会社を設立するためには、ミャンマー国籍の取締役が最低 1 名必要とされていましたが、このような過剰な規制は、新たにミャンマーへの進出を検討する投資家にとって、大きな足かせになりかねません。そこで、私たちは、この要件の廃止を提案し、最新の会社法案では、取締役の国籍要件が撤廃されまし



た。このように私たちは、日本企業の皆さまが安心して投資できる環境作りのため、日々、努力しています。公開セミナーもそうした活動の一つです。

➤ 信頼できる法律家の育成

国際基準を満たし、投資家が安心して経済活動を営むことのできる法律が出来上がったとしても、それを運用していく人材に欠けていては、法律が適切に機能



せず、まさに「絵に描いた餅」のようになってしまいます。

日本が実施している「法整備支援」とは、単に法律作りを支援するだけでなく、その法律を運用していく人材も合わせ育成していくことに特色があります。私たちは、ミャンマーの検察官や裁判官の研修カリキュラムを策定し、研修教材を作るだけでなく、実際に研修で講義を行うなどして、信頼できる法律家を養成しています。

法律作成支援と人材育成支援は、まさに車の両輪であり、私たちは、これらを複合的に組み合わせながら、ミャンマーの改革努力を法律分野から後押ししています。

私たちプロジェクトへのご意見・ご要望がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

JICA ミャンマー法整備支援プロジェクト
連絡先：info@jicalegalproject.com

09-8612307（代）

（担当：坂野）